旧日本振興銀行の預金等債権の買取りに係る第２回精算払に関する公告

日本振興清算株式会社（旧商号　日本振興銀行株式会社。以下「日本振興清算」といいます。）の預金等債権の買取りに係る第２回精算払を下記のとおり行いますので、預金保険法第72条第４項に基づき公告します。

平成26年10月３日

預金保険機構

理事長　田邉　昌徳

記

１．支払額　1,853,200,074円

２．支払期間　平成26年10月６日～平成27年１月16日

３．支払の方法　預金保険機構は、精算払の対象となる方々から郵送により精算払請求書等の必要書類の提出を受けます。

その上で、預金保険機構は、ご指定の口座に各自の精算払額の振込みを行います。（振込手数料は預金保険機構が負担します。）

４．その他

⑴　日本振興清算の破綻後、預金保険機構は、預金保険で保護される範囲を超える部分の預金について、預金者の方々からの請求に基づき、預金保険機構が定めた概算払率（25％）を乗じた金額（概算払額）を支払い（概算払）、買取りを行いました（買取期間　平成22年12月13日～平成23年３月31日）。

⑵　預金保険機構は、日本振興清算の再生手続の下で、買い取った預金債権に係る弁済金を同行から受け取った場合には、速やかに当該弁済金と概算払額との差額を基に追加的な支払額を算出し、概算払を受けた方々にお支払いすることとしています（精算払）。

預金保険機構は、第１回弁済（弁済率39％）により平成24年４月２日に受け取った弁済金を基に、第１回の精算払を実施しました。

⑶　日本振興清算は、再生計画に基づく第２回の弁済（弁済率19％）を平成26年９月30日以降、実施しております。これに伴い預金保険機構は、買取った預金債権に係る弁済金を平成26年９月30日に受け取ったことから、概算払を受けた方々に第２回精算払を行うものです。

⑷　精算払の対象となる方々には、預金保険機構から精算払請求の手続に必要な書類を速やかに送付します。支払を請求するに当たっては、送付される書類をよくお読みいただき、必要な書類をご用意のうえ、支払期間内に預金保険機構に到着するように郵送してください。

⑸　なお、日本振興清算が、今後さらに、弁済金の支払を行う場合には、精算払を追加的に行うこととなりますが、その際には別途その旨をご通知します。

預金保険機構が代理する預金者への第２回弁済金の支払に関する公告

預金保険機構は、日本振興清算株式会社（旧商号　日本振興銀行株式会社。以下「日本振興清算」といいます。）の再生手続において、預金者表に記載されている預金者（自ら再生手続に参加する届出をした預金者を除きます。以下、「機構代理預金者」といいます。）の代理人として、再生計画に基づく弁済金を代理受領しました。機構代理預金者の方々への当該弁済金の支払を下記の通り行いますので、預金保険機構業務方法書第114条第３項に基づき公告します。

平成26年10月３日

預金保険機構

理事長　田邉　昌徳

記

１．支払の方法　預金保険機構は、機構代理預金者の方々から郵送により弁済金支払請求書等の必要書類の提出を受けます。

その上で、預金保険機構は、ご指定の口座に各自の弁済金額の振込みを行います。（振込手数料は預金保険機構が負担します。）

２．その他

⑴　預金保険機構は、日本振興清算の破綻に伴う弁済金の支払に関して、同社に対する預金のうち預金保険で保護される範囲を超える部分について、機構代理預金者の方々を代理して弁済金受領等の手続を行っております。

同社が弁済金を支払う場合、預金保険機構が弁済金を代理して受領したうえで、機構代理預金者の方々に対しまして当該金をお支払することになります（弁済金支払）。

第１回弁済（弁済率39％）につきましては、預金保険機構が平成24年４月２日弁済金を代理受領し、弁済金支払を行いました。

⑵　日本振興清算は、再生計画に基づく中間弁済（弁済率19％）を平成26年９月30日以降、実施しております。これに伴い預金保険機構が平成26年９月30日に代理受領した弁済金を、今回、機構代理預金者の方々にお支払するものです。

⑶　今後、機構代理預金者の方々には、預金保険機構から弁済金支払請求の手続きに必要な書類を速やかに送付します。支払を請求するに当たっては、送付される書類をよくお読みいただき、必要な書類をご用意のうえ、預金保険機構に郵送してください。

⑷　なお、日本振興清算が今後さらに、弁済金の支払を行う場合には、別途その旨をご通知します。

国民年金基金変更公告

宮城県国民年金基金の事務所の所在地に変更があったので、国民年金法第121条及び国民年金基金令第７条の規定により次のように公告します。

１．新事務所の所在地　宮城県仙台市青葉区二日町13番18号

２．旧事務所の所在地　宮城県仙台市青葉区二日町13番18号ジブラルタ生命仙台二日町ビル７階

３．変更年月日　平成26年10月１日

平成26年10月３日　　宮城県国民年金基金

行旅死亡人

１．本籍・住所・氏名不詳、女性、年齢85歳位、身長138㎝位、痩せ型、長髪、緑色半袖Ｔシャツ、白色半袖肌着、ピンク色パンツ、白色ステテコを着用、現金1,604円、黒色小銭入れ１個、血圧計１台、紙封筒１枚、紙片44枚を所持

上記の者は、平成26年６月16日午前10時12分頃、台東区入谷１丁目13番４号鈴木アパート２階で発見されたものです。同日午前１時頃死亡と推定

２．国籍朝鮮、住所不定、氏名武田豊雄こと裵豊雄、昭和33年４月15日生まれ、男性、56歳、現金1,805円、黒色合皮製財布１個、黒色布製小銭入れ１個、使用中テレホンカード１枚（残数25度）、鍵６本を所持

上記の者は、平成26年７月28日午前４時40分、台東区上野７丁目１番１号両大師橋人道橋にて首を吊っている状態で発見されたものです。同日午前２時頃死亡と推定。

以上２件、ご遺体は火葬に付し、遺骨を保管してあります。心当たりの方は、当区福祉部福祉課まで申し出てください。

平成26年10月３日

東京都　　台東区長　吉住　弘

公示送達

旭川圏都市計画事業旭川駅周辺土地区画整理事業における下記１の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項及び同条第２項において準用する同法第77条第５項の規定により、当該書類の送付に代えて通知内容を次のとおり公告する。

平成26年10月３日

旭川圏都市計画事業

旭川駅周辺土地区画整理事業

施行者　旭川市

代表者　旭川市長　西川　将人

記

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　埼玉県さいたま市見沼区大字南中野29番地　諏訪の苑

氏名　小森　ハナ

２　通知の内容

土地区画整理法第103条第１項の規定により、旭川圏都市計画事業旭川駅周辺土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び換地図のとおり換地処分します。

教示

１　この処分について不服があるときは、この処分を知った日の翌日から起算して60日以内に北海道知事に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）

２　行政事件訴訟法の規定により、この処分を知った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）から６箇月以内に旭川市を被告として取消訴訟を提起することができます。

なお、別紙明細書及び換地図は、掲載を省略し、それらを北海道旭川市宮前通東　旭川市市民活動交流センター内において掲示する。